

研究費の不正使用等の防止に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 不正使用等の防止に対する体制（第4条～第10条）
- 第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備（第11条～第12条の2）
- 第4章 不正使用等に関する手続等（第13条～第31条）
- 第5章 不正使用等防止計画の策定、実施等（第32条～第35条）
- 第6章 情報の発信・共有化の推進（第36条・第37条）
- 第7章 雑則（第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）における研究費の不正使用等の防止に関する措置及び不正使用等が発生した場合等に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 外部資金 競争的資金を中心とした公募型の研究資金、補助金、助成金、委託費等の外部（生物系特定産業技術研究支援センターを含む。）から受ける研究のための資金をいう。
- 二 研究費 外部資金及び運営費交付金（試験研究の実施に使用されるものに限る。）をいう。
- 三 不正使用 故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は外部資金の交付の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。
- 四 不正受給 偽りその他不正な手段により研究費を受給することをいう。
- 五 不正使用等 不正使用及び不正受給をいう。
- 六 配分機関 外部資金を配分する機関、農研機構が委託を受けて試験研究を行う場合における当該試験研究を委託した機関など外部資金を交付する機関をいう。
- 七 役職員等 役職員及び役職員以外の者であって、農研機構の業務を行う者（農研機構からの委託により農研機構の業務を行う者を除く。）をいう。
- 八 事業年度 4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(役職員等が遵守すべき事項)

第3条 役職員等は、農研機構に働く者としてその責任を自覚し、不正使用等を自ら行い、不正使用等に荷担し、及び周りの者に対して不正使用等をさせてはならない。

第2章 不正使用等の防止に対する体制

(不正使用等の防止に関する責任者の設置)

第4条 不正使用等の防止に対する適切な対応を図るため、農研機構に最高管理責任者、統括管理責任者、管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 理事長は、最高管理責任者として、農研機構における研究費の運営・管理に関する事務を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、理事(総務、財務、デジタル化担当)とし、最高管理責任者を補佐し、不正使用等の防止対策の策定、実施等並びに農研機構における研究費の運営・管理に関する事務を統括する。

(管理責任者)

第7条 管理責任者は、本部内部統制推進部長とし、統括管理責任者の行う農研機構における研究費の運営・管理に関する事務を補佐する。

(コンプライアンス推進責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、内部統制の推進に関する規程(28規程第153号)第7条第1項に規定する内部統制推進責任者をもって充て、担当する組織における研究費の運営・管理に関する事務、教育、啓発活動等を行う。

(受付窓口の設置)

第9条 農研機構に、不正使用等に関する農研機構内外からの告発及び相談を受け付ける受付窓口を置く。

2 受付窓口は、別表の設置区分の欄に掲げる区分ごとに同表の受付窓口の欄に掲げる者が担当するものとし、同表の担当範囲の欄に掲げる者からの告発及び相談を受け付ける。

(不正使用等の防止に対する体制等の公表)

第10条 理事長は、次に掲げる事項を速やかに公表する。これらを変更したときも同様とする。

- 一 最高管理責任者、統括管理責任者、管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職名
- 二 受付窓口の場所、連絡先並びに告発及び相談の方法

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(研修の実施等)

- 第11条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用等を防止するため、毎事業年度、その担当する組織に所属する役職員等に、研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正使用等に当たるのかなどをしっかりと理解させるための研修を実施するとともに、その受講者の理解度の調査を第32条第1項に規定する防止計画推進部署と連携して行うものとする。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、その事業年度中に行った研修等の実施状況を、翌事業年度の4月30日までに、統括管理責任者に報告するものとする。
- 3 統括管理責任者は、前項の報告を取りまとめ、内部統制委員会（内部統制の推進に関する規程第3条第1項に規定する内部統制委員会をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- 4 役職員等は、第1項の規定による研修を受講しなければならない。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、前項の規定により受講すべき研修を受講しなかった役職員等に対しては、契約の発注に係る業務に関わらせないものとする。

(誓約書の提出)

- 第12条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用等を防止するため、役職員等に対し、次に掲げる事項を含めた誓約書の提出を求めるものとし、役職員等はこれを提出しなければならない。
- 一 法令及び農研機構が定める諸規程を遵守すること。
 - 二 不正使用等を行わないこと。
 - 三 法令及び農研機構が定める諸規程に違反して、不正使用等を行った場合は、農研機構や配分機関の処分及び法的な責任を負うこと。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の規定により提出すべき誓約書を提出しなかった役職員等に対し、必要に応じて、研究費の運営・管理に関わらせないなどの措置を講ずることができる。

- 第12条の2 コンプライアンス推進責任者は、不正使用等を防止するため、農研機構と取引を行う相手方に対し、次に掲げる事項を含めた誓約書の提出を求めるものとする。
- 一 農研機構が定める諸規程を遵守し、不正に関与しないこと。
 - 二 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
 - 三 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - 四 役職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の誓約書の提出に係る業務を、経理責任者等（会計規程（13規程第26号）第7条第1項に規定する経理責任者及び同条第3項の規定による経理責任者の事務を分掌する者をいう。）に行わせる。

第4章 不正使用等に関する手続等

(告発)

第13条 誰でも、役職員等（その者が退職等により役職員等でなくなった場合を含む。）の不正使用等を発見したとき、若しくは不正使用等があると考えに至ったとき、又は自らの不正使用等を申し出るときは、書面、電話、電子メール、面談等により、受付窓口で告発することができる。

2 前項の告発は、原則として顕名によるものとし、次に掲げる事項について明示しなければならない。

一 不正使用等を行ったとする役職員等（以下「被告発者」という。）の氏名又はグループの名称

二 不正使用等の態様、時期等及び事案の内容

三 不正使用等とする合理的理由

3 受付窓口は、告発があったときは、その内容を確認し、告発内容に不備があるときは、当該告発を行った者（以下「告発者」という。）に対し、当該不備について補正を求めることができる。

4 受付窓口は、告発の意思を明示しない相談を受けたときには、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該相談をした者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。なお、これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができるものとする。

5 受付窓口は、告発の内容が農研機構が実施する試験研究に係るものでない場合は、当該試験研究を実施する機関に当該告発を回付するものとする。

6 受付窓口は、告発を受け付ける際には、告発の内容及び告発者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。

(相談)

第14条 役職員等は、不正使用等についての疑問、悩み等があるときは、受付窓口で相談することができる。

2 受付窓口は、相談があったときは、その内容について確認を行った上で、当該相談を行った役職員等（以下「相談者」という。）に対し適切な助言等を与えることにより、当該相談に係る問題等を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

3 受付窓口は、相談を受け付ける際には、相談の内容及び相談者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第15条 告発をしようとする者は、悪意（被告発者を陥れるため、被告発者が行う試験研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えること、又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発をしてはならない。

(告発の取扱い)

- 第16条 告発は、原則として、顕名により行われ、第13条第2項各号に掲げる事項が全て示されているもののみ受け付けるものとする。
- 2 受付窓口は、匿名による告発があった場合において、当該告発の内容を裏付ける証拠が添付されているなど当該告発の信憑性が高いと認めるときには、これを受け付けることができるものとする。なお、この場合において、告発者の氏名等が判明したときは、その後は顕名による告発者として取り扱うものとする。
- 3 受付窓口は、告発を受け付けたときは、管理責任者に報告しなければならない。
- 4 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該報告を受けた告発の内容を確認し、当該告発を受理するか否かについての案及びその理由を添えて、役員会に諮るものとする。
- 6 最高管理責任者は、前項の規定により役員会において当該告発の受理又は不受理が決定されたときは、その決定の内容（不受理の決定にあつては、その旨及びその理由）を告発者（匿名による告発者を除く。以下同じ。）に通知する。なお、当該告発を受理することと決定された場合において、当該告発に農研機構以外の機関等の者に関する不正使用等の内容が含まれており、調査を円滑に進める上で必要があると認めるときは、当該農研機構以外の機関等に併せて通知することができる。
- 7 最高管理責任者は、受理を決定した告発については、当該告発に関係する役職員等に対し、その保有する資料等の保全を命ずることができる。

(告発者及び被告発者の取扱い)

- 第17条 最高管理責任者は、受付窓口に寄せられた告発の告発者及び被告発者の氏名及び所属、告発内容並びに調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 2 最高管理責任者は、調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、懲戒処分等を行わない。
- 4 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は被告発者に対する懲戒処分等を行わない。

(予備調査)

- 第18条 統括管理責任者は、第16条第5項の規定により告発の受理が決定されたときは、当該告発内容の合理性、調査可能性等についての調査（以下「予備調査」という。）を行う。この場合において、統括管理責任者は、当該告発に農研機構以外の機関等の者に関する不正使用等の内容が含まれており、調査を円滑に進める上で必要があると認めるときは、当該農研機構以外の機関等と合同で予備調査を行うことができる。

- 2 統括管理責任者は、予備調査の結果を取りまとめ、速やかに最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告を受けた後、当該告発を受け付けた日から30日以内に、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを決定する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を告発者及び被告発者（予備調査の結果、被告発者以外の者で不正使用等に関わっていたと認められた者を含む。以下「被告発者等」という。）に通知するとともに、本調査への協力を求める。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由を付して告発者に通知する。

（調査委員会の設置）

- 第19条 最高管理責任者は、前条第3項の規定により本調査を行うことを決定したときは、当該本調査を行うことを決定した日から原則として30日以内に、当該事案について本調査を行わせるための調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会の委員は、最高管理責任者が委嘱する弁護士、公認会計士等の外部有識者及び最高管理責任者が指名する役職員をもって構成する。なお、委員を委嘱する場合にあっては農研機構並びに告発者及び被告発者等と直接利害関係を有しない者と、委員を指名する場合にあっては告発者及び被告発者等と直接利害関係を有しない者としなければならない。
 - 3 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、当該調査委員会の委員の中から最高管理責任者が指名する。
 - 4 調査委員会が必要と認める場合には、その指揮の下に、具体的な調査を行う調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。
 - 5 調査員は、役職員の中から最高管理責任者が指名する。
 - 6 調査委員会は、本調査の実施に際し、告発者及び被告発者等その他関係者に必要な協力を求めることができる。
 - 7 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、当該調査委員会の委員の氏名及び所属について、告発者及び被告発者等に通知する。

（調査委員会の構成委員に対する異議申立て）

- 第20条 告発者及び被告発者等は、前条第7項の規定により通知を受けた調査委員会の委員について異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に最高管理責任者に対して異議申立てをすることができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の規定により異議申立てがあった場合には、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者等に通知する。

（本調査の決定に伴う一時的措置）

- 第21条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、原則として、認定手

続の終了時までの間、被告発者等に対し、次に掲げる措置を講ずる。なお、これらの措置に影響しない範囲であれば、被告発者等の研究活動を制限しない。

- 一 本調査の対象となる事案に係る研究費の使用の停止
 - 二 本調査の対象となる事案に関し証拠となりうる資料等の保全
- 2 前項の「認定手続の終了時」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。
- 一 第23条第1項の規定により不正使用等が行われなかったと認定した場合（当該認定に係る告発が悪意に基づくものであると判明した場合を除く。） 同条第5項の規定により告発者に当該認定について通知した時
 - 二 第23条第5項の規定により通知された認定の内容に対し第24条第1項の規定による不服申立てがなされなかった場合 当該不服申立てをすることができる期間の満了した時
 - 三 第24条第1項の規定による不服申立てがなされた場合において、第25条第1項の規定により再調査を行わないことと決定したとき 同条第2項の規定により被認定者（第24条第1項に規定する被認定者をいう。以下この項において同じ。）に当該決定について通知した時
 - 四 第24条第1項の規定による不服申立てがなされた場合において、第25条第1項の規定により再調査を行うことと決定したとき 第26条第3項の規定により被認定者に再調査の結果を通知した時

（本調査の実施）

- 第22条 委員長は、調査委員会が設置されたときは、直ちに委員会を招集し、当該事案について本調査を開始する。
- 2 調査委員会は、告発に農研機構以外の機関等の者に関する不正使用等の内容が含まれており、調査を円滑に進める上で必要があると認めるときは、当該農研機構以外の機関等と合同で本調査を行うことができる。
 - 3 本調査は、不正使用等に係る関係書類等の精査、関係者のヒアリング等により行うものとする。
 - 4 本調査に際しては、被告発者等に弁明の機会を与えてその聴取が行なわれなければならない。
 - 5 告発者及び被告発者等は、調査委員会から資料の提示、ヒアリング等を求められたときは、これらについて誠実に協力しなければならない。
 - 6 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象となっている告発の告発者及び被告発者の氏名及び所属、告発内容並びに調査内容が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

（本調査の結果に基づく認定等）

- 第23条 調査委員会は、当該委員会が設置された日から原則として100日以内に調査した内容を取りまとめ、不正使用等が行われたか否かを認定するものとする。ただし、調査の過程で、その不正使用等の事実の一部が確認された場合において、当該一部につ

いて認定するものとする。

- 2 調査委員会は、本調査の結果、不正使用等が行われたと認定する場合は、その内容、不正使用等に関与した者とその関与の程度、不正使用等の相当額等について認定するものとする。
- 3 調査委員会は、本調査の結果、不正使用等が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。この場合において、調査委員会は、当該認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、前3項の認定を行ったときは、速やかに、当該認定の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、その認定の内容を速やかに告発者及び被告発者等に通知する。
- 6 最高管理責任者は、第3項の認定が行われた場合において、当該告発の告発者が役職員以外の者である場合は、当該認定を行ったことについて当該告発者が所属する機関に通知する。

(認定に対する不服申立て)

第24条 不正使用等が行われたと認定された被告発者等又は告発が悪意に基づくものであると認定された告発者（以下「被認定者」という。）は、前条第5項の規定により通知された認定の内容に不服があるときは、7日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定により不服申立てがあったときは、速やかに調査委員会を招集し、当該不服申立ての審査を行わせる。ただし、当該不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合であって、必要と認めるときには、当該調査委員会に代えて、他の者に審査させるものとする。
- 3 最高管理責任者は、第1項の規定により同項の被告発者等から不服申立てがあったときは、告発者にその旨通知する。
- 4 最高管理責任者は、第1項の規定により同項の告発者から不服申立てがあったときは、被告発者等にその旨を通知する。この場合において、当該告発者が役職員以外の者である場合にあつては、当該告発者が所属する機関にも併せてその旨を通知する。

(不服申立ての審査)

第25条 調査委員会（前条第2項ただし書の規定により他の者に審査させる場合にあつては、当該調査委員会に代わる他の者。以下同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定により再調査を行わないことと決定した旨の報告を受けたときは、その旨を被認定者に通知する。

(再調査)

第26条 調査委員会は、不服申立てについて再調査を行うことを決定した場合には、被認定者に対し、その認定の内容を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 調査委員会は、不服申立てについて再調査を行うことを決定した場合は、当該決定をした日から原則として50日以内に、その認定の内容を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。

3 最高管理責任者は、前項の規定により報告を受けたときは、その結果を被認定者並びに告発者及び被告発者等に通知する。この場合において、告発が悪意に基づくものであると認定された被認定者が役職員以外の者である場合にあっては、当該被認定者が所属する機関等にも併せてその結果を通知する。

(認定に伴う被認定者に対する措置)

第27条 最高管理責任者は、告発のあった事案について、調査委員会において不正使用等が行われたとの認定が確定した場合は、当該認定に係る被認定者に対し、直ちに当該対象となる事案に係る研究費の使用中止を命ずる。

2 最高管理責任者は、前項の場合において、当該不正使用等が外部資金について行われたものである場合にあっては、当該外部資金に係る配分機関から当該不正使用等に係る措置について通知があったときは、その通知に従い措置を行うことができる。

3 最高管理責任者は、告発のあった事案について、調査委員会において不正使用等が行われなかったとの認定が確定した場合は、第21条第1項の規定により講じた措置を解除し、及び調査関係者（調査関係者以外の者に当該事案が漏えいしている場合にあっては、当該調査関係者以外の者を含む。）に対して不正使用等が行われなかった旨を周知する。

4 最高管理責任者は、告発のあった事案について、調査委員会において不正使用等が行われたとの認定が確定した場合は、不正使用等の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正使用等への具体的な関与の度合及び不正使用等が行われたと認定された研究費により実施されていた試験研究又は当該試験研究を実施したグループにおける立場等を総合的に判断し、その度合いに応じて、当該試験研究及び被認定者が実施する他の試験研究等について、その縮小又は中止等の措置を講ずることがある。

5 最高管理責任者は、調査委員会において不正使用等が行われたとの認定又は告発が悪意に基づくものであるとの認定が確定した場合は、必要に応じて次に掲げる措置を行う。

一 当該認定に係る被認定者に対する告訴、告発、請求その他の必要な措置

二 当該認定に係る被認定者が職員である場合には、職員就業規則（被認定者が定年前再雇用職員就業規則の適用を受ける職員である場合にあっては同規則、再雇用職員就業規則の適用を受ける職員である場合にあっては同規則、契約職員就業規則の適用を受ける職員である場合にあっては同規則）及び職員の懲戒等に関する規程（13規程第21号）にのっとる処分

(配分機関への通知等)

第28条 最高管理責任者は、告発の事案に係る不正使用等が外部資金について行われたものである場合には、当該事案に係る次に掲げる事項を、その決定等の都度、当該外部資金に係る配分機関に通知するものとする。

- 一 第18条第3項の規定による本調査を行うか否かの決定に関する事項
- 二 第23条第1項から第3項までの規定による認定の内容に関する事項
- 三 第24条第1項の規定による不服申立てに関する事項
- 四 第25条第1項の規定による再調査を行うか否かの決定についての調査委員会からの報告に関する事項
- 五 第26条第2項の規定による認定の内容を覆すか否かの決定についての調査委員会からの報告に関する事項

2 最高管理責任者は、前項第1号の通知が本調査を行うことと決定したものである場合には、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

3 第1項第2号の通知は、告発等を受け付けた日から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者がかかわる他の外部資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出することにより行うものとし、調査が完了していない場合であっても、調査の中間報告を提出するものとする。

4 最高管理責任者は、告発の事案に係る不正使用等が、農林水産省以外の府省又は農林水産省所管独立行政法人以外の機関から受けた外部資金について行われたものである場合には、第1項の規定にかかわらず、当該府省又は当該機関が定めるところにより、通知するものとする。

5 最高管理責任者は、配分機関から調査の進捗状況の報告、告発の事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査を求められたときは、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、これに応じる。

(調査結果等の公表)

第29条 最高管理責任者は、調査委員会において不正使用等が行われたとの認定が確定した場合は、原則として、当該不正使用等に関与した者の氏名及び所属、不正使用等の内容、調査結果及びこれに伴い講じた措置等について速やかに公表する。ただし、公表することにより第三者に不利益が生じるおそれがある場合等公表しないことに合理的な理由があると認められる場合には、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 最高管理責任者は、調査委員会において不正使用等が行われなかったとの認定が確定した場合（告発が悪意に基づくものであるとの認定が確定した場合を除く。）は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表するまでの間に調査事案が外部に漏えいしていた場合は、不正使用等が行われなかったこと、被告発者の氏名及び所属並びに調査結果等を公表する。

3 最高管理責任者は、調査委員会において告発が悪意に基づくものであるとの認定が確定した場合は、告発者の氏名及び所属を公表する。

(秘密の保持等)

第30条 告発者及び被告発者等は、調査を受けたことにより知り得た情報を、他に漏らしてはならない。

2 統括管理責任者、管理責任者及び受付窓口は、告発者及び被告発者の氏名及び所属等、告発内容並びに調査内容等について、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

3 調査委員会の委員、調査員及び第24条第2項ただし書の規定により調査委員会に代わって再調査を行わせる者（以下「委員等」という。）は、調査等を行うに当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者及び被告発者等に告発者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。

4 調査委員会の委員等は、調査等により知り得た情報を、他に漏らしてはならない。

(規定の準用)

第31条 最高管理責任者は、次に掲げる場合には、受付窓口で告発があったものとみなして、第16条から前条までの規定を適用して取り扱う。

一 告発によらず、農研機構自ら、又は会計検査院等の他の機関からの通知、指摘等若しくは報道により不正使用等があること、又はその疑いがあることを知ったとき。

二 国又は農研機構以外の機関等から不正使用等に係る告発についての回付があったとき。

第5章 不正使用等防止計画の策定、実施等

(防止計画推進部署の設置等)

第32条 農研機構に、統括管理責任者の指揮の下、農研機構全体の観点から不正防止計画の推進を図る部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。

2 防止計画推進部署は、本部内部統制推進部研究インテグリティ室とする。

(不正使用等防止計画の策定等)

第33条 防止計画推進部署は、本部関係部署と連携及び協力しつつ、不正使用等を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正使用等防止計画案を策定し、統括管理責任者を通じて、役員会に諮るものとする。

(不正使用等防止計画の実施)

第34条 管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正使用等が生じないように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正使用等防止計画を実施するものとする。

(自己点検)

第35条 防止計画推進部署は、事業年度ごとに、農研機構全体の不正使用等防止計画の実施状況を取りまとめ、統括管理責任者を通じて、その結果を内部統制委員会に報告するものとする。

第6章 情報の発信・共有化の推進

(相談窓口の設置)

第36条 農研機構に、研究費に係る事務処理手続及び使用ルールに関する農研機構内外からの相談を受け付ける相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、別表の設置区分の欄に掲げる区分ごとに同表の相談窓口の欄に掲げる者が担当するものとし、同表の担当範囲の欄に掲げる者からの相談を受け付ける。

(情報の公表)

第37条 農研機構内外に積極的に情報発信するため、農研機構が定める不正使用等防止に関する基本方針やこの規程等は、農研機構のウェブサイト等で公表する。

第7章 雑則

(その他の事項)

第38条 この規程に定めるもののほか、農研機構における研究費の不正使用等の防止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成27年8月7日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における試験研究の不正行為の取扱いに関する規程の一部を改正する規程（27-15規程第107-5号）による改正前の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における試験研究の不正行為の取扱いに関する規程（19規程第107号）（以下「旧規程」という。）第15条第1項の規定により設置されている調査委員会は、施行日において第19条第1項の規定により設置された調査委員会とみなしてこの規程の規定を適用するものとする。
- 3 施行日前において、旧規程第20条第1項の規定に基づき行われた異議申立て（処理が終了していないものに限る。）は、第24条第1項の規定に基づき行われた異議申立てとみなしてこの規程の規定を適用するものとする。

附 則（平成28.4.1 28-9規程第134-1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29.3.16 28-42規程第134-2号）

この規程は、平成29年3月16日から施行する。

附 則（平成30.10.1 30-18規程第134-3号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31.4.16 31-5規程第134-4号）

この規程は、平成31年4月16日から施行する。

附 則（令和元.11.1 31-21規程第134-5号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（事務の引継ぎ等）

2 この規程による改正前の研究費不正使用等防止規程（次項において「改正前の研究費不正使用等防止規程」という。）第4条に規定する管理責任者及び副管理責任者が行っている事務は、施行日において、本部の管理責任者にあつては本部管理本部長に、研究センター等の管理責任者及び拠点等の副管理責任者にあつてはこの規程による改正後の研究費不正使用等防止規程（次項において「改正後の研究費不正使用等防止規程」という。）別表第1の担当組織の欄に掲げる組織ごとにそれぞれ同表の副管理責任者の欄に掲げる者に引き継がれるものとする。

3 この規程による改正後の研究費不正使用等防止規程第11条第2項の規定に基づく令和元年度中に行つた研修等の実施状況の報告のうち平成31年4月1日から施行日の前日までに行つたものについては、前項の規定により改正前の研究費不正使用等防止規程第11条第3項の規定により報告することとされている管理責任者の事務の引継ぎを受ける者が報告するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和2.4.1 02-2規程第134-6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2.12.22 02-17規程第134-7号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5.1.26 04-21規程第134-8号）

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和5.4.1 05規程第134-9号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第134-10号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6.9.17 06規程第134-11号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7.2.3 06-21規程第134-12号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（事務の引継ぎ等）

2 この規程による改正前の研究費の不正使用等の防止に関する規程（次項において「改正前の研究費不正使用等防止規程」という。）第8条に規定する副管理責任者が行っている事務及び第8条の2に規定するコンプライアンス推進責任者が行っている事務は、改正後の研究費の不正使用等の防止に関する規程（次項において「改正後の研究費不正使用等防止規程」という。）第8条の規定による組織を担当するコンプライアンス推進責任者に引き継がれるものとする。

3 この規程による改正後の研究費不正使用等防止規程第11条第2項の規定に基づく令和6年度中に行った研修等の実施状況の報告のうち令和6年4月1日から施行日の前日までに行ったものについては、前項の規定により改正前の研究費不正使用等防止規程第11条第2項の規定により報告することとされているコンプライアンス推進責任者の事務の引継ぎを受ける者が報告するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和7.9.25 07規程第134-13号）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8.3.30 07規程第134-14号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第9条第2項、第36条第2項関係）

「受付窓口」及び「相談窓口」一覧

設置区分	受付窓口	相談窓口	担当範囲
農研機構共通 (所在地) 茨城県つくば市観音台2-1-12 (農研機構共用棟)	本部内部統制推進部 コンプライアンス室長 T E L : E-mail :	本部企画戦略本部 経営企画部外部資金課長 T E L : E-mail :	全ての役職員等及び外部の者
つくば観音台第1 (所在地) 茨城県つくば市観音台2-1-18	本部管理本部 観音台第1管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 観音台第1管理部会計課長 T E L : E-mail :	つくば研究拠点観音台第1事業場、上越研究拠点、安濃野菜研究拠点及び新橋事業場に勤務する役職員等
つくば観音台第2 (所在地) 茨城県つくば市観音台2-1-2	本部管理本部 観音台第2管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 観音台第2管理部会計課長 T E L : E-mail :	つくば研究拠点観音台第2事業場及び北杜研究拠点に勤務する役職員等
つくば観音台第3 (所在地) 茨城県つくば市観音台3-1-3	本部管理本部 観音台第3管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 観音台第3管理部会計課長 T E L : E-mail :	つくば研究拠点観音台第3事業場及び小平海外病研究拠点に勤務する役職員等
つくば藤本・大わし (所在地) 茨城県つくば市大わし1-2	本部管理本部 藤本・大わし管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 藤本・大わし管理部会計課長 T E L : E-mail :	つくば研究拠点藤本・大わし事業場、興津カンキツ研究拠点、金谷茶業研究拠点、北海道中央農場、北海道中央農場後志分場、胆振農場、十勝農場、上北農場、婦恋農場、八岳農場、日本農場、雲仙農場、鹿児島農場及び沖縄農場に勤務する役職員等
つくば池の台 (所在地) 茨城県つくば市池の台2	本部管理本部 池の台管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 池の台管理部会計課長 T E L : E-mail :	つくば研究拠点池の台事業場、那須塩原研究拠点及び御代田山地放牧研究拠点に勤務する役職員等
北海道（札幌） (所在地) 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1	本部管理本部 北海道管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 北海道管理部会計課長 T E L : E-mail :	札幌研究拠点及び芽室研究拠点に勤務する役職員等
東北（盛岡） (所在地) 岩手県盛岡市下厨川字赤平4	本部管理本部 東北管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 東北管理部会計課長 T E L : E-mail :	盛岡研究拠点、大仙研究拠点及び福島研究拠点に勤務する役職員等
西日本（福山） (所在地) 広島県福山市西深津町6-12-1	本部管理本部 西日本管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 西日本管理部会計課長 T E L : E-mail :	福山研究拠点、善通寺研究拠点、大田研究拠点及び安芸津ブドウ・カキ研究拠点に勤務する役職員等
九州沖縄（合志） (所在地) 熊本県合志市須屋2421	本部管理本部 九州沖縄管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 九州沖縄管理部会計課長 T E L : E-mail :	合志研究拠点、筑後・久留米研究拠点（筑後）、筑後・久留米研究拠点（久留米）、都城研究拠点、種子島研究拠点、口之津カンキツ研究試験地、枕崎茶業研究拠点及び鹿児島研究拠点に勤務する役職員等
さいたま (所在地) 埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2	本部管理本部 さいたま管理部長 T E L : E-mail :	本部管理本部 さいたま管理部会計課長 T E L : E-mail :	さいたま研究拠点に勤務する役職員等